

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月24日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第29号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）第14条の表第2号に規定する場合に該当するものとして承認を受けて勤務しなかった期間から勤務時間条例第3条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日並びに条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年未年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</p> <p>（8） 略</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年<u>12月</u>鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年<u>12月</u>鳥取県人事委員会規則第17号）第14条の表第2号に規定する場合に該当するものとして承認を受けて勤務しなかった期間から勤務時間条例第3条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日並びに条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年未年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</p> <p>（8） 略</p>

附 則

この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の日から施行する。